

県南広域振興局長告示第 68 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が病院を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 7 月 11 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
国民健康保険金ヶ崎病院 (歯科を除く。)	胆沢郡金ヶ崎町西根鑓水 98 番地	平成 18 年 5 月 31 日
国民健康保険金ヶ崎病院 (歯科歯科に限る。)	胆沢郡金ヶ崎町西根鑓水 98 番地	平成 18 年 5 月 31 日